

寄附申込書

社会福祉法人 ひとつの会
理事長 内田 芳明 様

金 額 _____ 円

上記の金額の寄附を申し込みます。

ただし、この寄附金は

- 1 法人のために使用してください。
- 2 施設のために使用してください。(施設名 _____)
- 3 下記の目的で使用してください。
(_____)
- 4 法人に一任します。

令和____年____月____日

住 所
(所在地) _____
氏 名
(法人・代表者) _____

承認 印 理 事 長		施設 長		担当 者		経過・対応

寄附の御礼と所得税にかかるご案内

社会福祉法人 ひとつの会 に寄附を頂きまして御礼申し上げます。

さて以下に個人の寄附金優遇税制の概要について、情報提供させていただきますので、よろしくご査収下さい。

個人の社会福祉法人 ひとつの会 への寄付は、所得税の優遇税制(減税)にあたり、所得控除または税額控除のどちらを選択するかは寄付者の任意となっており、確定申告の際に納税額の多寡により有利な方を選択することができます。

●個人が寄付した場合の所得税における優遇措置

(1)個人が寄付した場合の所得税における所得控除

個人が各年において特定寄附金を支出した場合、一定の限度額までの金額を各年の総所得金額等から控除することができます(所得税法第78条第1項該当)。社会福祉法人 ひとつの会 に対する当該法人の主たる目的に資するための寄附金は、特定寄附金となります(所得税法第78条第2項、同施行令第217条)。

所得控除を行った後に税率をかけるため、所得税率が高い高所得者の方が減税効果が大きくなります。

(2)個人が寄付した場合の所得税における税額控除

税額控除制度は、所得控除制度に比べ、特に小口の寄附金支出者への減税効果が高いことが特徴です。個人が支出した特定寄附金について、確定申告時に税額控除制度の適用を選択した場合、所得税額から控除されます。(租税特別措置法第41条の18の3)

社会福祉法人 ひとつの会 は所得税税額控除該当の社会福祉法人ですので、別紙「税額控除に係る証明書」の写しと寄附金領収書を確定申告時に添付してください。

●税額控除計算例

寄付者は所得税の計算上①、②のいずれかの選択になります。

①寄付をした個人は確定申告によって次の限度内での所得税法上の寄附金控除(所得控除)が受けられます
(所得税法第78条第2項該当)

[1]その年中に支出した特定寄附金の額の合計額
[2]その年中の総所得金額等の40%相当額
上記[1][2]いずれか少ない方の金額

—2,000円 = 所得控除対象額

②寄付をした個人は確定申告によって次の限度内での所得税法上の税額控除が受けられます
(租税特別措置法第41条の18の3該当)

〈1〉その年中に支出した特定寄附金の額の合計額
〈2〉その年中の総所得金額等の40%相当額
上記〈1〉〈2〉いずれか少ない方の金額

—2,000円 ×40% = 税額控除対象額
控除対象額は、所得税の
25%を限度。

※上記の措置を受けるため確定申告に際してこの領収書が必要となりますので、相当期間大切に保存して下さい。

※詳細は、最寄りの税務署、住所地の市区町村にご照会ください。